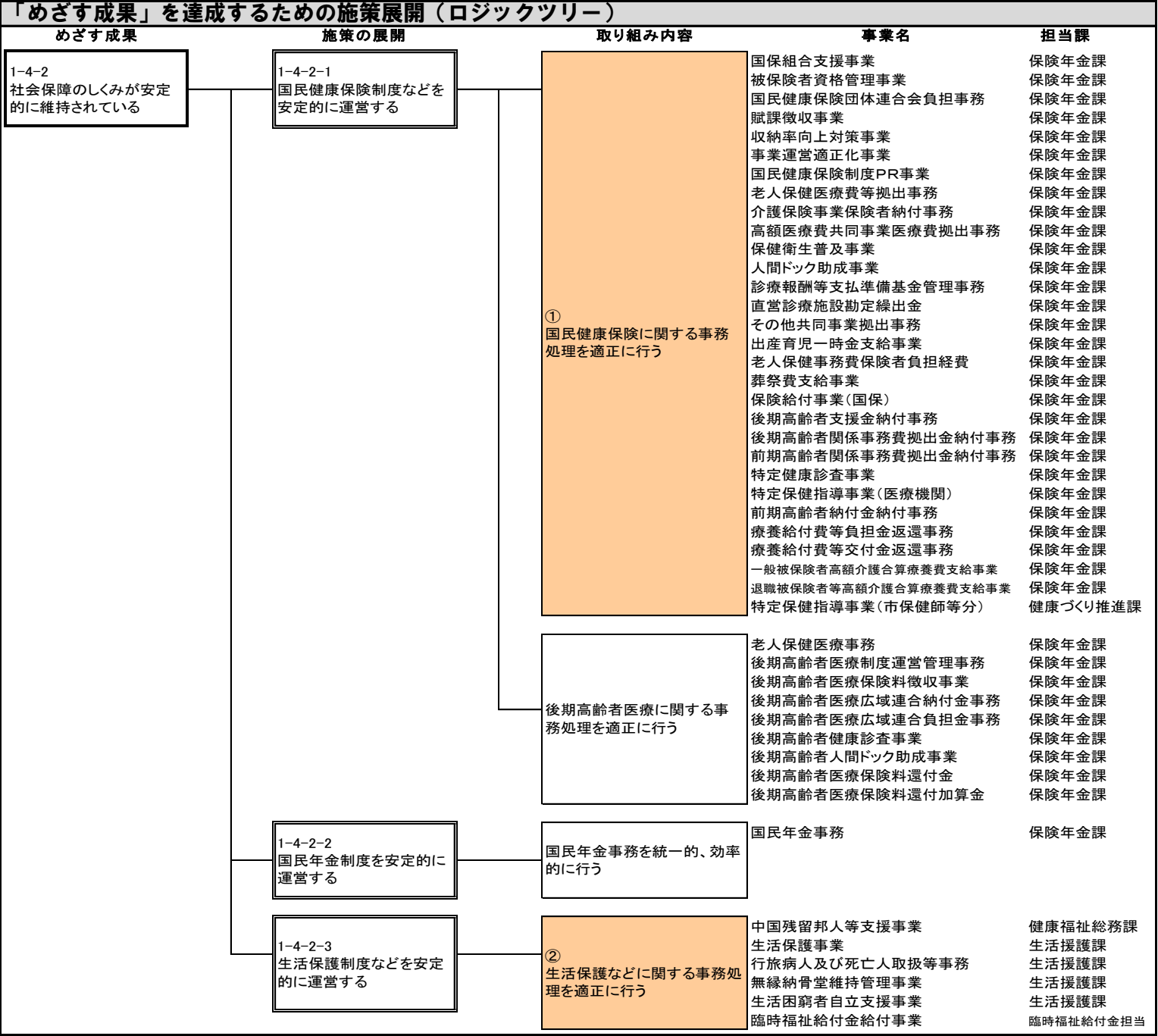


平成27年度「めざす成果」の達成に向けた進行管理シート		
1－4－2 社会保障のしくみが安定的に維持されている		
総合計画体系	健康領域・基本目標	人の健康・一人ひとりがいつまでも元気でいられるまち
	個別目標	助け合う福祉のしくみづくりを推進する
	めざす成果	社会保障のしくみが安定的に維持されている
		相互扶助の考え方にに基づき、生活保護制度や国民健康保険制度などが適切に運営されています。



主な指標 成果を計る	指標の名称	前期基本計画			後期基本計画		
		計画策定時 (H20)	最終目標値 (H25)	実績値 (H25)	実績値 (H26)	中間目標値 (H28)	最終目標値 (H30)
	① 国民健康保険制度における特定健康診査の受診率			34.5%	35.1%	55.0%	60.0%
	② 保護受給世帯のうち、働ける世帯（その他世帯）の割合			19.1%	17.5%	20.6%	20.0%

所 管 部	市民経済部、健康福祉部	
平成26年度の取り組み内容	【国民健康保険制度などを安定的に運営する】 ・特定健康診査において、様々な受診勧奨を行うとともに、疾病予防の重要性を周知することで、受診率が35.1%となりました。 ・後期高齢者向けの健康診査において、受診勧奨を行うとともに、疾病予防の重要性を周知することで、8,900人が受診しました。 【生活保護制度などを安定的に運営する】 ・生活保護制度による扶助を月平均で3,999人（前年度3,969人）に行い、最低限度の保障を行うとともに自立を助長しました。	
構成事業に対する考え方（事業の量及び実施手法）	・40歳以上の国民健康保険加入者を対象とした特定健康診査については、未受診者への受診勧奨通知の送付や電話による受診勧奨、広報活動などを行い、疾病予防の重要性を周知した結果、受診率の向上につながりました。また、75歳以上の後期高齢者医療保険加入者を対象とした長寿健康診査についても、特定健康診査と併せて疾病予防の重要性を周知したことで、受診率向上につながり、市民の健康の保持増進に寄与することができました。今後も引き続き、様々な受診勧奨を行っていきます。 ・生活に困窮している者の程度に応じ、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8扶助について、金銭の給付並びに物品の給与、医療の給付、役務の提供及びその他金銭の給付以外の方法で引き続き保護を行います。一方で、稼働能力のある被保護者に対しては、就労支援員やハローワークと連携し、適性や能力に応じた個別支援をさらに積極的にを行い自立の促進に努めます。	
今後の展開方針		注）例年どおりの事業展開を予定している事務事業については、特段の記載をしていません。
新規事業の立案		生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活保護に陥る前の支援として自立相談支援を行うとともに離職により住宅を失った生活困窮者等に家賃相当の住居確保給付金を支給します。
既存事業の拡充		（該当する事務事業）
事業の廃止・縮減		住宅支援給付事業が平成26年度で終了し、平成27年度は経過措置を行います。最長で12月が最終支給月となるため、事業の廃止となります。
事業の効率化		（該当する事務事業）
その他見直し		（該当する事務事業）